

## 総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《生野区》

■日 時：平成28年10月15日(土) 14:00～16:11

■場 所：生野区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長でございます。

松井大阪府知事でございます。

清野生野区長でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長でございます。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡でございます。

そのほか事務局職員についてはご紹介を省略させていただきます。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向のほうから本説明会の趣旨説明、開催趣旨を申し上げます。よろしくお願い致します。

(手向副首都推進局長)

改めまして、副首都推進局長の手向でございます。きょうはよろしくお願いいたします。

本日は総合区と特別区という大都市制度の、それに関します意見募集・説明会ということで、お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

司会からありましたように、後ほど市長からこういう会を催すに至った背景などについて丁寧に説明のほうしていただくことになっておりますが、私から簡単に説明会の開催趣旨について最初に述べさせていただきます。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪に向けた取り組みを進めておりますが、それに合わせまして副首都にふさわしい行政機構というものが、一体市民の皆様、あるいは大阪の発展にとってどういう形のものかという点につきまして、府と市が一体となって検討する組織として、ことしの4月に私ども副首都推進局というのが設置されております。そこで今新たな大都市制度というのを検討しているところでございます。

この検討をより深めてまいりますために、総合区制度と特別区制度という2つの制度につきまして市民の皆様から直接ご意見をお伺いして、今後の制度設計に反映していきたいという趣旨でこの会を催させてもらったところでございます。

本日の意見募集・説明会につきましては大阪市が行政として開催するものでございまして、制度案の優劣をつけたり、あるいはどちらかの制度を選択するといった場ではござい

ません。また、制度と関係のないご発言や政治的な主張といったことについてはこの会の開催趣旨にそぐわないものでございますので、この場ではご遠慮いただきたいというふうに思っております。

皆様から多くのご意見を伺うことができるよう、説明のほうはできるだけ丁寧にさせていただきますと思いますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、清野生野区長よりご挨拶申し上げます。

(清野生野区長)

皆さん、こんにちは。きょうはお集まりいただきまして大変ありがとうございます。また、高いところからではございますけれども、日ごろから生野区政各般にわたって大変お世話になっております。厚くお礼を申し上げます。

先ほど説明にもありましたけれども、この新たな大都市制度についての説明会ということで、区のあり方がどうなっていくのかということを考えるについても非常に大事なテーマになるのではないかと私自身も思っております。区民の皆さんへの住民サービスをどうしていくのか、こういったことも私も勉強させていただこうと思っております。きょうはこの場で参加させていただいております。

この間、区役所でニア・イズ・ベターという言葉をよくお聞きいただいていると思うんですけれども、皆さんに近いところで十分なサービスができるよということ、24区それぞれ地域の実情とかに合った特色ある事業を展開しようと。例えば生野区で申し上げますと、来月25日に予定してありますけれども、いくのっ子広場ということ、子育て中の親子を応援したり、あるいは支援をしてあげようという方に集まっていたりということ、平日の午前中なんですけれども、区役所の6階のほうに500人近い方が前回お集まりいただきました。今回もたくさん集まっていたのではないかなと思っております。

それと、より近いところで小中学生を初めとしたお子さんの教育についても力を入れていこうということ、私のほう教育委員会事務局の区担当教育次長というのを承っております。例えば英語教育について小学校の皆さんにいろいろと体験をしていただく、英語にふれあっていただくような授業ですとか、あるいは学校の先生方大変ですのでボランティアをやっていただける方を区が集めたりということ、ニア・イズ・ベターの徹底ということで今頑張っておるところでございます。最近では待機児童を解消しようということ、市長のほうから指示がございました。これは日本全国の動きですけれども、区長とか区のメンバーと局のメンバーが一緒になってその対策を今進めているところでございます。そういった皆さんの身近な動きについても区が積極的に参加をしていこうということ、意図しております。

本当にこういう場面でご説明するときに私もよく言うんですけど役所言葉ってわかりにくいよねというのがあります。わかりにくいことについてはどんどんお聞きいただければ結構ですし、忌憚のないご意見をいただければと思います。きょうはどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長のほうから大都市制度改革の必要性についてご説明させていただいた後、お手元の資料に従いまして事務局よりご説明させていただきます。ここままで約1時間程度でございます。その後、皆様方から説明内容に対するご質問やご意見を約1時間お受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。大阪市長の吉村です。

きょうは土曜日の昼下がりという貴重なお時間を皆さんいただきまして本当にありがとうございます。本来であれば、土曜日のお休みのときですから家でゆっくりくつろがれたり、テレビ見られたり散歩されたり、趣味にどこかにお出掛けされたりという本当に大事な時間かなと思うんですけど、そういった大事な時間にこの大阪市の説明会に参加いただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

きょうは制度の説明ですのでできるだけわかりやすく説明したいなと思ってます。例えば先ほど清野区長からもありましたけど待機児童の話とか、あるいは高齢者の皆さんの福祉の話とか、例えば生野であれば密集市街地の話とか、そういう個々の具体的な政策の話であれば、皆さんと非常に身近ですから、あ、あのことかな、このことかなというので非常にわかりやすいかと思うんですけども、きょう皆さんにご説明してお話ししたいのは制度の話ですので、できるだけわかりやすく説明したいなと思ってます。

でもこの制度というのは本当に大事なんですよね。先ほど言ったようないろんな個々の具体的な政策、これをどこが実行してるんですかというのと、それぞれ役所のしっかりとした制度があって、その制度の中で企画立案して実行されていくことになるわけですから、この大阪の発展とか大阪の成長とか皆さんの身近なところで住民サービスをもっとやっていこうよという意味では、その土台というかまさに屋形骨になるような制度がどうあるべきなのかというのは僕は非常に大事だと思ってます。ですので、24区全部回らせていただいて、この大都市制度のあるべき姿について皆さんから意見を聞いたり、ちょっとご説明をさせていただいたりしています。

きょうは行政の説明会ですから、特別区の制度、総合区の制度というのを皆さんにご説明したいと思うんですけども、どちらかの制度を選んでください、そういうのを迫ったりとか、あるいはそういうのを判断をお願いするというようなものではありません。そういう制度があるんだなというのをぜひご理解いただきたいですし、1つは今の大阪の抱える課題、今の大阪の課題というのはやっぱり制度の改革というのが必要なんじゃないのというのをぜひ皆さんに思っていたいただきたいなというのが僕の思いです。僕自身市長として

させてもらってますけれども、この大都市制度という今のこの大阪の制度というのは、僕ちょっとやっぱりこれ疲労を来しているんだろうと思ってます。これからのことを考えたときに、ここはやはり改革の必要があるんじゃないのかなと思ってます。まさにそういったところをぜひ皆さんと共有できたらうれしいなというふうに考えています。

私のほうからちょっとパネルを使いながら簡単に、そして詳細な制度の中身については事務方の職員が非常に優秀ですので皆さんに説明いただきますけれども、僕からは何で必要なの、今のままじゃ何であかんの、どういう制度があるの、そういったところをご説明させていただきたいなと思います。

まずちょっと戻っていただきたいと思うんですけれども、大阪にふさわしい制度はどうあるべきかということで、昨年ですけれども、皆さんご承知のとおり5月17日、住民投票が行われました。何で行われたんですかということ、大阪市に特別区を設置しようということで行われました。じゃ、それはどういう目的でやるのということなんですけども、1つは住民自治を拡充しよう、住民の皆さんの身近なところで住民サービスを実現していく必要があるんじゃないですか、その改革をやりましょうよというのが1つの目的。そしてもう一つの目的が広域機能、いわゆる大阪市と大阪府でそれぞれやってる大きな政策、大きな大阪の成長戦略とか道路とかさまざまやってるんですけれども、それぞれ大阪市と大阪府が同じような広域機能というのを持ってますが、それを一元化してスピーディーにできるような仕組みをつくっていこうよということ、東京の都制度と似てるような、同じではないんですけど、あれに似たような感じの仕組みというのを制度設計しまして、そして皆さんに判断をお願いしました。5月17日の住民投票、皆さんご承知のとおり賛成が69万票、反対が70万票、0.8ポイントの差ですけれども、反対の方が多くて、前回、5月の17日に提案しました特別区の案というのは否決ということになりました。ですので今この案というのは法的には存在しないという状態です。しかしながら、この大阪が持つ課題というのはまだまだ解決されてないんじゃないかということで、僕と今ここに来てます松井知事とが昨年の11月の選挙において特別区を修正する案をつくらせてほしいというのを皆さんにお訴えをしました。選挙においてお訴えをして、そして今私と松井知事が知事と市長をさせていただいてる状況であります。

引き続いてですけど、大阪が抱える課題ってどういうのがあるのということなんです。まず1つはやはり人口減少、そして超高齢社会にまさに突入していってます。今大阪市は4人に1人の方が高齢者の状態ですけれども、これはますます今後増えていく状況です。そしてもう一つが、今小池さんが非常に頑張ってますけれども、東京の一極集中というのは日本的な課題でみんなが共有してることです。東京の一極集中、これは何とかしないといけないよねというのは、これも日本全国、大阪だけじゃなくて思ってるようなこと。だけれども、じゃ、それをどう解消していくのかということについては具体的にはなかなか案ができてない。それについて、東京一極をなくして、まさに大阪というところで二極目のエンジンというのをつくっていけないのか、大阪の成長する、まさに大阪が大都市として再生して日本の成長を牽引していくような、そんな都市機能、強力な都市機能をつくっていこう、大阪市と大阪府、確実に二重行政はあるんですけれども、その二重行政も解消して都市機能を強化していこう、東西二極のまさに一極を担うような、そんな大阪を目指していきませんかということがまず1つの課題だと僕は思ってます。そしてもう一つ

が、人口減少が着実に進む、高齢化社会が進んでいく、働き手も減っていく、財源も限られてくる。そんな中で市民の皆さんに最適な住民サービスをしていくまさに住民自治の拡充。ちょっと難しい言い方ですけど、要は住民の皆さんの身近なところで限られた財源をうまく使っていこうというような仕組みを拡大していこうというこの課題が、僕は大阪にはこの2つの大きな課題があるかなというふうに思っています。

まず1つの大都市としての成長についてちょっと進めていきたいと思うんですけども、まず人口の動向です。これちょっと見ていただきたいんですけど、東京も人口についてはこれから、ここが2016年、今このあたりですけども、東京も人口減少していく、そういったことを見込まれてます。これは日本全体の課題でもあります。愛知県も減っていく。ただちょっと注目していただきたいのが大阪府の減りの下り坂の度合いなんです。これが愛知や東京に比べて非常に大きくぐっと下がっていく。まさに人口減少が大阪で大きく起きてくるというようなことが予測されています。高齢者の方も増えてくる。これに従って増えてくる。そういったことが予想される。それからいわゆる大阪市という、大阪市は政令市といって全国に20あるんですけど大きな大都市ですね。大きな大都市の中で比較すると、横浜市は今ここにいますけれども、減りますけどちょっと横ばいぐらいの減り方。名古屋も減りますけどちょっと横ばいぐらいの減り方。しかしながら大阪市については大きくこれから減っていくということが予測されてるんですね。まさに大都市圏の中でも人口減少の割合については非常に今後の予想としては大きく減少することが予想されてるというわけです。当然人口が減少して高齢者の皆さんが増えて、そして働き手が少なくなってくるとそれに合う財源というのは少なくなってくる。そういったことが予測されてます。当然これを何とかやめよう、もっと多くの人に、大阪を魅力持ったまちにして来てもらおうよということで、今大阪市、僕とか松井知事も一緒になってやっていますけれども、大きな傾向とすればこういう傾向になってるということです。

それからこれは域内総生産というんです。ちょっとわかりにくいんですけど要は経済規模と思ってもらった方がいいです。どのぐらいの経済規模があるんですか、全国に占める経済規模の割合のようなイメージで持ってもらった方がいいと思うんですけども、東京については、比較的長い1960年代から長期的に見た数値なんですけれども、東京については比較的横ばい。この下、愛知、神奈川については横ばい。しかしながら大阪についてはやはり減少傾向にある。大阪市という大都市で見ればより一層顕著なんですけれども、名古屋と横浜というのは非常に横ばい傾向にあるんですが、1975年ぐらいから、私ちょうど生まれたぐらいからですから40年以上のスパンで見ると大きく域内総生産という経済規模のパイというのは大阪市の中でも減ってきてる。これは裏を返せば東京一極集中もかなり進んできてるということであらわしてるんだらうなというふうに考えてます。

これも15年ぐらいのスパンで見た大きな図なんですけれども、これは資本金1億円を超える大きな企業、いわゆる大企業がどうなってますかということなんです。大企業の増減なんですけど、東京、神奈川は増えてる。愛知は横ばいです。大阪府については約259社の企業数が減ってるという状況です。政令市単位で見ると、東京は当然増えていってますが、名古屋も少し減ってる。でも大阪は230減ってる。すなわち、皆さんも肌で感じてると思うんですけど、非常に大きな大企業がどんどん大阪から東京に流れてるというまさにそんな現実があるということです。

そしてこれは大阪で見たときの事業の範囲の広がりがどうなってるかということなんですけど、大阪の過去の歴史を見ると、確かに大阪市を中心にして発展してきました。まさに大阪市がど真ん中になって企業というのがどんどん、経済規模というのが発展して膨らんできました。しかしながら戦後、それから今に至る時代の流れの中で、会社というか事業所の規模がどんどん大阪市から外に出て、まさにここで見ると大阪府全体に広がってきているというのが今の現状です。これは横浜とか名古屋とかほかの大都市に見られない現象だと思ってまして、要は大阪市はど真ん中でまずここから発達していったんですけども、大阪市というのは大都市という意味で見れば、政令市で、全国で20政令都市あるんですけど、そのうちで4番目に面積が小さい政令市なんです。大阪府は全国で2番目に小さい都道府県。その中で、経済規模としては日本でまだ今2番目ですから、その大阪というのはどんどん、色が濃いほど事業所の密度が高いということなんですけど、全体的に広がってきているというような中、まさに狭いエリアの中で今大阪府と大阪市それぞれが大都市の成長戦略とか、どうすればこのまちが成長するかなといういわゆる広域行政というのを大阪市と大阪府が二重になりながら担当してきてる。しかしながら実際の事業規模は大阪市の枠を超えて広がってきてる。大阪府全域にほぼ広がってきているというのが今の現状です。

じゃ、今大阪市と大阪府完全にばらばらにやってるのというところではなくて、今松井知事と僕、その前は橋下市長と松井知事との間で、こういった状況を考えると、大阪市と大阪府が別々の方向を向くんじゃなくて、成長戦略なんかについてはやっぱり一緒になって目指していきましょうよ、二重行政というのはやめて一緒になって目指していきましょうよということできざまな府市共通で取り組んでる戦略があります。これは大きな経済成長の話です。例えば大阪の成長戦略とか、あるいは大阪の観光の戦略も非常に増えてますね。今大阪訪問したいというのはナンバーワンですから。全国の中で。伸び率がナンバーワンですからね。まさに大阪の観光戦略とか大阪の成長戦略とか、どうすれば大阪の都市魅力が深まっていくかな。災害対策どうするの。これは例えば大和川を挟んで災害の種類が変わるわけじゃないですから、災害対策どうするの、大阪の将来のデザインどうするの、文化振興どうするの、そのあたりについて大阪府と大阪市が今一緒になって、一体になって政策をつくってこれを実行していこうということをやって、今歩調を合わせて実行しています。

例えばですけども、これ見ていただいたらわかるんですが、成長する大都市というのは必ずインフラが整ってます。整い方なんですけれども、大体環状線というのでまちの中をぐるっと回るこの線が、環状道路があるのが大都市特有なことであり、そしてまた必要なことなんです。これはどんどん首都圏では進んでいってます。ここにはちょっとないですけど愛知の名古屋のエリアも今環状のインフラについては完全に着手してもう実行に移っていったという状況です。しかしながら大阪を見ると、ここの淀川左岸線の延伸部というのがあるんですが、ここがこれまで完全にミッシングリンクと言われて放置されてるような状況でした。ここがつながれば1つの大きな環状線ができ、また大動脈という意味では京都やあちらの愛知のほうに通じていく。まさにここの線が今全くないような状態になってる。これもずっとおいとかれておったんですが、これは今大阪市と大阪府それぞれ門真に行って、ここは北区ですけど豊崎から行って都島をぐっと下って行って、地下に入っていくんですけど門真のほうに出ていくというようなラインで、大阪市と大阪府

の、これまでのそれぞれのエリアがかぶってるものですからなかなかうまくいきませんでしたけど、今この左岸線の延伸部についても知事と一緒に進めていきたいと思いますということで今進めていっています。そういったように大阪の全体の成長戦略、これは1つの例です。要は大阪市も大阪府もそれぞれ大阪の全体の成長戦略とか、あるいは大阪全体をどうすればまさに東西二極の一極になるかなというような広域の広い意味での戦略についてはこれまで大阪市と大阪府がばらばらにされてたような状態でしたけれども、今話し合いで一緒にやってる。これをどう解消していくのかということで、先ほど申し上げた特別区という制度については制度としてそれは解消していこうと。まさに役割分担をして、これはもう大阪府であれば大阪府に一本化して、そして迅速な意思決定でやっていきたいと思います。今小池さんなんかもやっていますけれども、意思決定を一本化していこうということです。それから、もう一つの考え方としては、この制度について話し合いで、今知事と僕人的関係でやっていますが、これは話し合いという制度で進めていったらいいんじゃないか。まさに府と市の調整制度（正しくは調整会議）という法律が変わってでき上がった制度もあります。そういったものを使ってやったらどうかというようなやり方があるということです。しかしながら、これ何もしないということになれば、大阪市と大阪府、皆さんもちょっと振り返っていただいたらわかると思うんですけども、市と府合わせて不幸せなんていうのはずっと言われてきましたけれども、そういった状況をつくり出すのはやめましょうよというのが今回の大都市制度の改革の問題意識の大きな1つのテーマであります。そしてその結果、やはり大阪市と大阪府が一体になって成長戦略をやっていくことで東西二極の一極を担うような都市を目指していくことが必要んじゃないんですかというのが僕らの考え方ということです。これがまず1つ必要な都市機能を強化していきましょう、二重行政も解消して大都市大阪をつくっていこう、日本の成長を牽引していこう、まさに東西二極の一極を担うそんな制度にしていけないといけないんじゃないんですかという問題意識とご提案ということになります。

それからもう一つ、こちらの住民自治の拡充、これも非常に大事なところであります。これについてもちょっと幾つか具体例、例えばの例を挙げながら皆さんにご説明したいと思います。

1つはまず虐待の相談件数ですね。今児童相談所をつくるということで、この秋から南部の児童相談所を1つ増やしました。これで今大阪市は2つありますけど、3つ目は僕はやりたいと思ってるんですが、児童虐待の相談件数は非常に増えていってます。ここ10年で見て700件ぐらいだったのが今は4,500件。非常に住民の皆さんに身近であることが増えている、住民の皆さんの身近なサービスを充実させていくことが増えてるような状況だろうと思ってます。

次これ待機児童ですけども、待機児童については、大阪市というのは非常に範囲があるんですけども、実は待機児童1つとってもエリアによって全然違うんですね。非常に待機児童が多いところもあればそうでないところもあります。例えば西区は待機児童が非常に多い。40人を超えてる。50人。生野区でいえばゼロということになってます。これはちょっと待機児童の数の数え方が僕はちょっと違うと思うところあるんです。いわゆる今待機児童の定義でいうと今こうなってる。今僕がやろうとしているのは入所保留児童という単位でちょっと考えてるんですが、いずれにせよ要はエリアによって全然待機児童の数も違う。

つまりエリアによって住民の皆さんが求めていることが違う。そしてエリアによって違う以上、住民の皆さんの近いところでやっぱり住民サービスのニーズを聞いて実行できる組織が必要なんじゃないんですかということが考えられると思っております。

これは今人口に応じてなんですけど、先ほど申し上げました大阪の中ではだいたい人口が269万人、今270万人なんですけど、270万人の中で市長が1人の状況です。この270万人というのはどのぐらいの規模かといえば、広島県や京都府と同じぐらいの人口。そういった状況です。ここに書いてあるのは大阪市が言っていることじゃなくて国に対する専門家の答申として出ている意見です。大都市においては市役所の組織が余りにも大規模化してくる。カバーするサービスの幅も非常に広がってくる。それぞれの個々の住民とは遠くなる傾向がありますねと。だから大都市制度の改革、基礎自治、市町村、大都市の政令市においてこういった傾向がある。これについて課題を解決する必要がありますねというのはまさに国に対する答申としても出ているという状況であります。

それに対して今、じゃ、何してるのといって、僕らも何もしてないわけじゃないです。それぞれの、これまではなかったんですけれども、前橋下市長のときからできるだけ区に権限を落としていきましょう、できるだけ区に財源も持ってもらって区の独自判断でできるようなことを増やしていきましょうということできざま改革をしてきましたし、まだ私自身もそれを実行してやっているとということです。どういうことかということ、それぞれ局が持つ権限とか財源とか責任、そういったものを区長にできるだけ移管していこう。局というのはちょっと皆さんわかりづらいかもわかりませんが、皆さん生野区役所あるんですが、中之島にどでかい大阪市役所の本庁がどんとあります。そこでそれぞれ例えば子どもものは子ども青少年局とか、福祉のことは福祉局とかさまざまいろんな局が集まって、そこでどんなことを政策しようか、どんなことを実行していくかという立案をしたりして実行して、実は中之島でやっていると。皆さんの区役所の中で窓口はあるんですけど、やっていると中之島でやっています。そういったそれぞれの局があるんですけど、その局についてできるだけ権限を区長に持っていこう。そして局長よりも区長の役職を上位の格付けにしようということは実際やっています。区長によってさまざまな総合展開ができるようにしよう。それから区の区長についてもいろんな皆さんの身近な、あるいは民間の方の感覚を持ったような方も入っているいろんなことにチャレンジしてもらおうということで、多様な人材を確保する。その目的で公募区長というのでも導入しています。これは外部の方からだけでなく内部の方もみずから手を挙げて、まさに順送り人事はやめましょうというので手を挙げてやる気のある方に今の区長をやってもらっているということです。そして区民参加型の仕組みを増やしていこうというのでやっています。

例えばですけれども、こういった形でちょっと見えにくいんですけれども、24区それぞれでこうすることでいろんなことが生まれていっています。先ほど清野区長からありましたけれども、この生野においてはいくのっ子応援事業というのを。ほかにも西成だったらプレーパーク事業というのをやっていると。ちょっとこの間ニュースにもなりましたが。西区であればまさに訪問型の病児保育を試しにやってみましょうと。病気になったお子さんの保育をしっかりとするという病児保育というのがあるんですが、一律全体で難しいことについて、それぞれの区に必要なことを区長の判断で、今できる範囲のことでやってもらっているというのが現状です。



引き続いてですけれども、教育関係についても、これまで教育については教育委員会ということで完全に別々だったんですけども、区長にも教育委員会に入ってもらって、まさに生野区のことであれば、生野区の教育行政については区長もまさに民間の皆さんのいろいろな意見を聞いて実行していこうと。そんなことをしてるということなんです。

しかしながら、やはりこれについては限界があると思います。結局行政区の区長というのはまさに出先の機関であることにすぎないですし、予算についても何の権限もないという中で、できる範囲のことはやっていますけど、まだまだこれから将来の先ほどの課題を考えると、今のこの仕組みのままでは充実した住民サービスというのは広がっていくことはできないだろうというふうに考えています。

そのために、先ほど冒頭申し上げた副首都推進局というのをつくって、副首都の中で、じゃ、どういう制度がいいんだろうかというので今皆さんにご説明、ご提案したいのが特別区という制度と総合区というこの2つの制度について皆さんぜひご紹介したいと思っています。

この総合区、先ほど申し上げました課題解決のためにどういうことについてするかというと、まず大きなところでいうと大阪市は存続します。今の大阪市という行政区は存続します。その前提で住民自治を拡充するためにどうするかというと、区長の権限をより一層強化しようよということなんです。市全体に関することは当然市長がいますから。僕みたいなのが1人いますので、市長がマネジメントしますけれども、区長にできるだけ権限を渡していこうと。そしてその区長については予算についても一定意見を言える権利を与えたりとか、実はこれは法律上の制度ですから、地方自治法上で総合区という制度が認められましたので、それに基づいて区長の権限をさらに増やしていきましょよという考え方です。それから二重行政の解消、都市機能を強化しようよ、これについては基本的には市長と知事との間で話し合って解決していけばいいじゃないか、そういう考え方です。

もう一つ、特別区の制度、これは大阪市は廃止です。行政の組織としての大阪市は一旦廃止して、そして新たに特別区という区をつくります。これは皆さんのイメージでいうと東京に似てると思ってもらったらいと思うんですけど、その特別区という一定のエリアで特別区の範囲を決める。そしてその特別区の中で選挙をして区長や区議会というのを選んでいく。とすれば当然のことながらその範囲の中で住民の皆さんに身近なことは決めていけるということになりますので、住民自治を拡充する手段としてまさに選挙で選んでいこうと。今回はこの5つのエリアに再編して、それぞれのエリアの中で選挙をして区長を選んでいきましょよというまさにそういう制度です。それから、大都市の機能の強化、二重行政の解消については、大阪市という役所組織は一旦廃止して、これは大阪府に一元化、一本化する。まさに広域行政については今の東京都知事のような立場の人が役割分担をして一本化して意思決定をしていくという、まさにそういった仕組みに変えていこうとということでもあります。

もう少し掘り下げると、総合区というのは、区長についてはまず市長が選びますけれども、これは議会の同意を得て選びます。特別職と言われるもので、一般の行政の職員よりもワンランク上というふうに思ってもらったらいかなと思います。議会も住民の皆さんの代表の組織。市長もそう。今二元代表制の中で市長も選び、そして議会も同意する。すなわち皆さんから選ばれた人たちがお墨付きを与えたところで、まさに特別職ということ

でやる。それによって当然のことながら権限が強化されるということで、市長に対して、予算についてはこうやるべきじゃないですかという意見具申権があったりするということになります。ただ、大阪市は残りますから、教育委員会は市に1つになります。市議会も存在するということになります。

特別区については、これはもう自治体のトップ自身が市長ではなくていわゆる住民の皆さんに身近なことに関しては区長がやるということになります。区長を選挙で直接選びます。そして、教育委員会もそれぞれの区でつくっていく。区議会ができて、予算についても区長がつくっていく。住民の皆さんに選ばれた区長がつくっていくということになります。

総合区についてですけれども、今の一部の行政区だけ総合区にするということも制度上は可能です。だから今回皆さんに提案する総合区の概案では幾つかの単位で1つに集結させて、それで一定の規模感を出して、その総合区の中で区長の権限を強化していこうというのが皆さんにこの後詳しく説明させていただきたいと思っております。

以上が僕からの説明で、要はいろいろ話しさせてもらいましたけども、大阪の成長を考えたときに、今のままの制度では制度疲弊を来してるというふうに思っています。大阪市と大阪府、大きな成長戦略についてはまさにこれは課題として解決していかなくちゃいけない。ここに知事と僕2人いますけど、いつまでもこういうふうに2人がそろって大都市のことについて言うよりも、僕は一本化してやっていく、あるいは話し合いで解決していくような仕組みをつくっていく、今までのような府市合わせ（不幸せ）というのとは何とかなくしていかなあかんだろうなというふうに思っています。それで東西二極の一極を目指すべきだと。そしてもう一つ、住民自治の拡充ということについても、人口減になっていく中で、少子高齢化も進んでいく中で、皆さんに身近なところで意見を聞けるような仕組みをつくっていく必要があると思っております。そういった課題意識を持っていますので、総合区か特別区か、この2つの制度があるんですけど、ぜひ皆さんにこの制度について知っていただきたいと思えますし、今の大阪のままでいいのかなといえ、僕はそれは違うんじゃないのかなというふうに思っています。

きょうは皆さんお越しいただきましたので、いろんなご意見があるかと思うんですけれども、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。本日は本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡よりお手元の資料に基づきましてご説明申し上げます。よろしくお願ひします。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）」に関する意見募集・説明会資料に沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では、今回取りまとめた総合区の概案について、第3部では、特別区制度の概要などについて、今から約35分

間説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市については、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充については、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消についてですが、大阪の場合でいいますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複していることによって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、真ん中の枠組みの左側、総合区の設置であり、政令指定都市において、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権と記載していますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、つまり大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠組みですが、こうした状況の中で、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により、住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の枠組みに示すように、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するため引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、大阪が抱える課題解決に向けてから5ページについては先ほどの市長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会といった課題に取り組んでいく必要があります。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、次の8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページの一番下にひとくちメモとあり、ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線枠組みの概要の位置づけをごらんください。これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいと固まった案ではありません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてですが、上の網か

けをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目の区の位置づけに示しますように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織になります。

今の区と総合区の主な違いですが、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくり等の事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく、一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題について説明いたします。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の仕事がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明いたします。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の枠囲みをごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右側の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で行っている仕事を、複数の総合区に分散して行うことで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保していくかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う仕事の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。では、総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方について説明いたします。ページの中段、黒い四角の事務レベル(案)をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、右側の欄、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などで実施している仕事のうち、住民に身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内でいいますと東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務、仕事が増えます。ただし、表の下の米印に記載のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部の組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししております。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

資料に補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要となる職員数の増加が見込まれ、24区のまま区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、繰り返しになりますが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の事務の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区の事務、すなわち現在の区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の事務は、①そのまま局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置されても引き続き中之島の本庁などの局が実施する事務であり、例として表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する事務、条例や予算や、市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、成長戦略や広域的な交通基盤整備や、住民サービスの統一性、一体性が求められる事務、国民健康保険などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施いたします。

事務分担について簡単にまとめますと、総合区へは、現在局で実施している仕事のうち

住民に身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移管する事務の量により、A、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では次に、15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の手務を増やすことや、合区によって職員数がどう増減するについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に事務を多く移すほど職員は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページの一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果にお示ししています。太線で囲った表をごらんください。A案では、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加し、C案では、いずれの場合も現行より職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したもので、確定した数字ではありません。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事の量が多くなるほど職員数は増え、区の数が増えるほど職員数は増えています。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表の職員数を四角で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

それでは、それぞれの概案について詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区の数8区か11区、その場合は、おおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれています。

次に、その下の四角、総合区の手務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しております。なお、おのおの枠内において点線で囲んでいるのは現在区役所で行っている事務です。A案の場合の総合区が設置されると、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部について説明いたします。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）の例、道路の日常管理、放置自転車対策です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これが総合区の仕事となることで、住民の皆さんからの要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより早く、よりきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断いたします。

資料に戻りまして、19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区の数はいくつか5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果については、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフロー図のとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事になっていますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、これが総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻り21ページをお開きください。C案の総合区では、区数は5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営があります。一番下の健康保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案については、こども相談センターとは別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項について説明いたします。

まず、1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印にありますが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターについては総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめまいります。この

最終的な案については、今回お示しした3つの案から選ぶのではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、局で実施する事務の内容の具体例を、次の25から28ページにかけては局と総合区の事務の分担の詳細を、さらにめくっていただいて29ページにはほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しております。

以上が第2部の説明です。

引き続き、第3部「特別区制度」についてご説明いたします。30ページをごらんください。

初めに、「ご留意いただきたいこと」をごらんください。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、特別区についての現時点での具体的な制度案はありません。

これから、特別区の制度案づくりにおいて、どのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットなどの考え方をお示ししており、今後皆さんからいただく意見を踏まえ、改めて制度案について検討を進めていくこととなります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1)特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度です。右側が、東京都の新宿区や渋谷区などの特別区と言われる制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務としましては、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の事務に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下ですが、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分いたします。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれていくのかをお示ししています。



図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近な行政サービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪においては、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されております。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討し、決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) ですが、その協議会において、右下の太線の枠内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区の設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区が設置されます。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して、皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明いたします。35ページをお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するとしていました。おのこの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししております。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコスト

を増やさないという趣旨から、大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけですが、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見でございます。例えば、区の名称の考え方や名称変更の可否を初め、区域の考え方、区域変更の可否、本庁舎の位置の考え方、新庁舎建設の必要性、議員定数の考え方などのご質問やご意見がありました。この後、各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じように網かけでお示ししております。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務分担につきまして、真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うとしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、職員体制につきましては、黒チョボの1行目に近隣中核市5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは大阪都市圏で人口30万人以上を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市のことです。これらの市の職員数をモデルに、各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目の黒い四角、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用することを示してしていました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目の四角、学校や公園など、住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目の四角、株式、大阪府が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除き、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目の四角、大阪府で既に発行した大阪市債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、(7)大阪府・特別区協議会については、2つ目の四角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議し、3つ目の四角、協議が調わない場合は、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の(8)には特別区設置の全般にかかわっての主な質問・意見をお示ししております。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会での全ての質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

#### (司会)

以上で説明は終了いたしました。これより1時間弱、皆様からのご質問、ご意見をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしましたけれども、ご意見、ご質問につきましては、総合区制度、特別区制度と関係のないものでございますとか、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言等につきましてはご遠慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただくこともございますので、ご了承願います。

それではまず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、まずご質問のほうからお受けさせていただきたいと思っております。

その際、今回できるだけ多くの方々のご質問やご意見をお受けしたいと思っておりますので、挙手一回につき1つのご質問でお願いいたしたいと存じます。

また、その場で手を挙げていただきましたら、私のほうで指名させていただきますので、担当がマイクをお座席までお持ちしますので、必ずマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。また、私のほうからお願いいたしましたらマイクをお返しいただきますようよろしくお願いいたします。

それではまず今の説明等に関してご質問ある方、挙手をお願いいたします。

どうぞ、前列の一番前の方。

#### (市民)

〇〇〇と申します。丁寧な説明をありがとうございました。

私の質問は、1つでということなのでどう質問するか迷ったんですが、簡単にいえば、この新たな都市制度の提示ということについて、総合区と特別区の二者択一ということが言われているけれども、なぜ二者択一でなければいけないのかということがよくわからないということなんです。これはこの説明会の前提にもなるというぐらいに思うんですが、先ほど市長のほうからもありました個々の住民と市役所が遠くなるとか二重行政の解消と

かさまざまな人口の問題があるということをおっしゃってただけけれども、これがなぜ制度改革としてそれを進めなければいけないのかということが一番の根本的な議論としてこれから必要なんじゃないかということですね。それは、このページの2ページ、3ページにありましたけれども、昨年の住民投票で反対多数となった、僅差であったと。つまりあの住民投票の中で多くの市民はわからないということだと思っんです。これを都市改革としてやるということの必要性の前提の市民合意というものがやはりこの数字から見ればないではないかというふうに私は思うわけです。そうしたときに、こうした都市制度の論議が市民置き去りの中で進められていくということについて非常にわかりにくい。例えばあのときいろいろ問題あったのは学童保育、大阪だったら約2万円近くかかってしまう。隣の吹田市に行けば2,500円から3,000円のできる。大阪に若者が住むのかと。例えばそういう問題1つとって、これは行政の機構改革ということで解決しなくたって、解決できる問題があると思っんですね。ですから、ここについてどう考えるのかということ質問として上げたいというぐあいに思います。

(吉村大阪市長)

個々の政策について、学童保育だけの論点について話すことではないと思っんですけれども、要は今の大阪市の制度のままで何がいけないのか、そういう質問かなというふうと思っんですね。総合区とか特別区とか新たな制度になぜやらなきゃいけないのかということだと思っんです。これは、今後大阪の将来をどう考えるかということに僕はつながってるのかなと思ってまして、今後の大阪の将来をどういうふうを目指していくのかということだと思ってます。まず大阪の課題、それがあのかの認識の問題です。僕はこの大阪には課題があると思ってまして、1つは、まず大きく、先ほど申し上げましたけれども、例えば大阪市と大阪府で今共同でやっていますけれども、大阪全体の成長に関するこの意思決定のあり方です。今スライドで説明したのは1つ例でしたけど、道路を説明しました。大きな道路、淀川左岸線の道路ですけれども、あれも結局今僕と知事があれば必要だという同じような方向を向いてるからつくることが、推進することができますけれども、これ違う方向を向いたら全く進まないということになります。「うめきた」だってそうですね。あれも今僕と松井知事が同じ方向を向いてるから進み始めてる。要は大阪の全体の成長するときに、やはり今僕らは同じような権限を持ってるわけです。これをまず大阪の将来のことを考えると1つにしていくか、あるいは話し合いで解決するような総合調整会議のような仕組みがあるんですけれども、そういったものを使ってやるのかということ、今の大阪市と大阪府の制度のままで本当にそれが実現できるのかということなんですよ。ちょっと翻って考えていただきたいのが、松井知事、それから橋下市長、もっとも前のことを考えてほしいんですけど、こうやって横に並ぶことなんてなかったわけですよ。だからそういった状況の中でこれまでの大阪市と大阪府という制度のいわゆる大きな成長の話であれば、これは制度として1つに解決していくやり方としての特別区というやり方、きょうは判断求めるものではないですがそういう制度。それからもう一つは総合区というのも使って、総合調整会議というのをつくって話し合いで解決していくような、そんな仕組みのあり方。いずれにしても課題がある、その課題を解決するためにどういった制度がよりふさわしいですかという話です。現状と比較してよりふさわしいですかというときに、

私はまずそういった大阪の全体の成長の意味では制度改革が必要だろうと思っております。

そしてもう一つが住民の皆さんの身近なところでやっていくということなんですけれども、これについても結局今僕一人で24区全部見てるという状況です。これを少子高齢化でどんどん財源も減っていくという中でこのまま続けていくのがふさわしいのかどうなのかというところで問題意識を持ってまして、要は住民の皆さんのところで決定できるような仕組みというのをやっぱりつくっていくべきだろう。そうしたほうが限られた財源で充実したことができるんじゃないですかという問題意識です。そういう問題意識もあって去年の5月17日というのはストレートにそれを問うことを皆さんにやりました。0.8ポイント差ということですが、多くの市民の皆さんが課題については認識されてるのかなというふうに思っています。それから、11月の選挙においても、やはりこの制度の部分については僕も松井知事もここは非常に大事だろうという思いで制度改革についても訴えさせていただいて、多くの方の支持もいただいたというふうに思っています。

つまり今の制度のままでもしなないでほっといて大丈夫だという認識には立ってないということですね。よりよい制度をつくっていくことを目指していくのが僕は大事だろうというふうに思っていて、総合区か特別区かの制度というので新たな一步を踏み出すべきだというふうに考えている。そういうところです。

(司会)

ほかにご質問ございませんでしょうか。

そしたら真ん中の前から3列目の挙手されてる方。

(市民)

総合区のA、B、C案があるんですけれども、それについて私質問したいんですが、私の今の現状というのは、私の祖父が出た小学校、私の父が出た小学校、私が出た小学校は皆同じ小学校なんだけど、これが今度廃校になります。近所の商店街はシャッター通りになります。シャッター通りでどうしようもない。近所の町内会に行っても私なんて、ことし69なんですけれども、私なんか若者で、みんな私以上の高齢者ばかり。まともな道路がない、4メートル以上の道路がなくてみんな路地裏ばかりだと。こういう状況で何とか若者が集まるような活気のあるまちにしてほしい、このように私は念じてるんですけれども、別に私は今里筋線を入れてほしいというわけじゃなくて、私の給料が増えてほしいというわけじゃなくて、何とか大阪のまちを活気のあるまちにしてほしいと。そうなった場合には、総合区のA、B、C案を聞いたけれども、こんなんで私の望みである活気のあるまちが総合区でできるのかなということをちょっと聞きたいんですけれども。

以上です。

(吉村大阪市長)

活気のあるまちづくり、大阪全体の経済を伸ばしていこうよというようなことは当然今これも進めてやっていってるわけで、今のご質問は総合区の3つの案でできるんですかということですが、この総合区については大事なポイントとしては、僕は住民の皆さんのそういった例えば地域のシャッター通りをどう活性化するかとか、そういったこと

を1つとっても、その声をどこに届けるかということだと思っんですよね。今届けるところというのは、仮に区役所に届けたとしても、権限がないという状況です。届けたとしたら僕のところに来ますけど、僕のところに来れば大阪市全体でそれを判断していくということになる。だからそれはもう少し身近な単位で総合区というのをつくって、そして総合区にどれだけ権限を渡していくか、事務を渡していくかというのは今こうやっっている話をさせてもらってるところですけれども、皆さんの身近なところでそういうことを決定できるような、先ほどそういった意見も、このシャッター通りどうするということも広げていくということのまさに身近なところの声を聞けるような、そんなことは総合区にしたほうが予算についても意見を言えますので。ですのでそういったことは身近になってくるし、実現に近づいてくると思っってます。比較の対象なんですけど、今の行政区と比較してほしいと僕は思ってまして、今の行政区と比較したら、総合区にしたほうが事務の権限も広がりますし、予算についても言えることになるし、まさに総合区役所の人事権もあるということになりますので、そういった意味では、僕が市長という立場で今24区全部見てますけど、むしろ僕もそういった権限を持った区長が増えてもらったほうがいいと思ってるんですよ。今の制度ではなかなか難しいけど総合区というのをつくって、住民に身近なところはそういった区長がやってもらったほうが僕は充実したものになると思ってますし、だから今の制度よりは総合区にしたほうがお訴えのような地域の活性というのは実現が近づくんじゃないかなと思ってます。当然どういっ政策をするかというのが大事なんですけど、今の制度の仕組みでいったら僕はそういうふうに思っます。

(市民)

前に橋下市長が総合区案って出てきたときにもう最大の権限というのは今の大阪市で十分やっけると。これ以上はできないところまでやってるんだというふうなお話を私は橋下市長からさんざん聞かされてたから、だから今の総合区案、A、B、Cというのは何となしに私はわかるけれども、だっけどこんなんでも物足りないな、今の大阪市とどれだけ違うんかなというところがちょっと実感できなかったというのが。

(松井大阪府知事)

当時橋下市長が言ったときは僕が横で一緒に説明してたのでそのこと説明させていっだくと、24区という枠の中では、橋下市長がやっった精いっばいの権限を今は生野区長にお渡ししてっるわけです。今度総合区になりますと合区になりますから、人口の規模も増えてきますから、今お渡ししてっる、橋下市長がお渡ししてっる権限よりも、吉村市長が提案してっるほうが、よりそこに少し上乘せして執行権、権限をお渡しできると。予算をつくれるとかそういうことはできませんよ。でも、人事権とか、役所の人も増えますから、人事で人を動かしてっくのもいろんなパターンを組めるようになりますから。だから今の24区という行政区と比べれば、吉村市長が言っ総合区のほうが少し今よりは権限が増ええますよと。

(市民)

1ミリか2ミリでも前へ進むという。

(松井大阪府知事)

前へ進む。

(市民)

知事がいつもおっしゃってる、1ミリでも前へ進むんやったら、そういうことであれば私は理解します。

(松井大阪府知事)

そういうことです。橋下市長が言ってたのは、今の24区では精いっぱい、こういうことです。

(市民)

ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございます。そしたらほかにご質問ある方おられますか。  
そしたら真ん中の3列目の方ですね。

(市民)

今さっきの方もちょっとお話があったんですけども、学校がなくなるということで、直接特別区、総合区のこととはちょっと違うかもしれませんが、今生野区の特に西側の地域で子どもの数が物すごく減ってるので、学校のほうの再編の計画を進めてるところなんですけれども、もし合区になったら、今までやったら区をまたいでの学校の選択はできないということなんですけれども、合区になるとまたそれも考えなあかん。この計画というのは、うまいこといけばどれぐらいのスピードで実現になるのか。というのは、今話ししても、どうせ総合区になったら今まで話ししてることはなくなるやんかということで、話が前に進んでないところが多いので、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

(吉村大阪市長)

今生野区の中で小学校、それから中学校も含めた再編の話が進んでるのは承知してます。子供の数も減ってきて教育的な観点からやっぱりこれはするべきだろうということからやってる。一方で地域の方もこの学校で育ってきてるという意見の中で今ちょっと調整をしながら、生野区長にもいろいろ頑張ってもらってる、そんな状況です。これは総合区になったとしますと学校の学区の範囲の指定というのは教育委員会が指定しますので、だからこれは総合区になっても今の行政区でもその学校の範囲、校区の範囲の指定というのは、基本的には教育委員会がやりますから。教育委員会というのは総合区になっても1つあるということになりますので。今やってる議論が台無しになるとかそういうことはなかろうというふうに思います。特別区になったら、その特別区の中の範囲で教育委員会ができま

すから、その中で学区指定をするということになるんですね。ただ、当然これまでの歴史的な経緯がありますから、総合区になっても特別区でもそうですけれども、今やってる学校の範囲が急に変わるとかというのは当然ないと思う。教育委員会が決めていくということですから。ちょっと今生野区でやってる小学校の再編とは、ちょっとそこは切り離して考えていただいてもいいのかなというふうに思ってます。だから台無しになるということはないです。

(市民)

そしたら今やってる議論、検討というのはそのまま進めていっても、将来、特別区、総合区という制度が導入された場合には、それをまた引き続いてできるようにということですよ。

(吉村大阪市長)

そうです。今生野区の中でやってる4小4中の再編の話についてはそういうことになります。

(市民)

わかりました。今子どもの数がかなり減ってるので、そちらのほうも最重要課題やと思って一生懸命動いてますので、こちらのほうよろしくお願いします。

(司会)

ありがとうございます。ほかにご質問。  
そしたら右端の列の後ろから2列目の方。

(市民)

聞いた限りはやっぱりちょっとわかりにくかったですけど、僕の思った感じでは大阪都構想2.0かなと思ったんですけども、一体いつできるんですかね。時期というか。

(司会)

スケジュール感ですかね。

(司会)

東京オリンピックまでにつくるのか、それか大阪万博までに目指すのか、一体いつこういう形になるのかという大体時期というか。

(司会)

スケジュール感ですね。

(市民)

いつごろを目指してはるんかなと。



(吉村大阪市長)

まず、どういった方向性にするのか、制度設計、それからどっちの方向性で決めていくのかということについては、これは僕も知事も前の4年間という選挙の与えられた任期の中で公約としても掲げてますので、その方向性については決定したいというふうに考えてます。どちらの制度にしる。総合区についてはやり方として住民投票とかは必要ないということになりますので、議会で決めればまさに決めれる。制度案がきっちりでき上がって、もし議会でそれでいこうよという賛同を得られればそれで進むということになります。この総合区についてのスケジュール感でいうと、現在、今こうやって皆さんから意見をお聞きしてます。A案、B案、C案、3案を示させてもらってますけれども、この中で果たしてどれが大枠、素案としていいだろうかというのを来年の初めぐらいには一定絞り込みをしたいと思ってます。ただ、そこはあくまでまだ案ですから、具体的に区割りをどうするのかとか、総合区のいわゆる範囲をどうするのかとか、事務の詳細をどうするのかというのは、またさらにちょっと深い議論を重ねていかないといけないなと思ってます。ただ、その議論が成立して区割りもできれば、あとは議会で賛同ということであれば導入することができるということです。現に総合区導入する決定したとして、いつからその区で動くんですかというのは、決めたからすぐ明日からというわけにはいきませんのでね。そのスケジュール感、何年か要ると思うんですけど、そういったことも含めてこれからちょっと深く議論していくことになるかなと思ってます。

特別区のほうについては住民投票も必要になりますし、法定協というのもし立ち上げなきゃいけないということになりますので、そういった意味で今僕と松井知事の任期もありますので、平成30年の秋までには案というのをつくり上げて住民の皆さんに賛否を問うということをやりたいと考えてます。仮にそれでもしなるとなればそこからまた何年か後か、それも今案がないですから、何年後かという話にはなると思うんですけど、そういったぐらいのまだ大雑把なスケジュール感で申しわけないんですけど、今まさに議論してる最中です。そのぐらいの感覚で進めていきたいと考えてます。

(司会)

よろしいですか。

そしたら右側の2列目の方ですね。

(市民)

さっきから聞いておられますと、区長の権限が人事やとか何とか言うてますけど、我々は何が欲しいかという、道路なり直すにしても予算なんですよね。そのあたりはしっかりこれから説明してもらわないと。人事やとかいうのはどうでもいいんですよ。人事なんか。今でも人事というのはそこそこやってるはずなんです。だから予算、そのあたりのことをもう少ししっかり話ししてもらって、ここだけじゃなしに24区全部回るわけですよ。そのときにも同じように、人事やなしに予算の面でしっかり説明してほしい。

以上です。

(吉村大阪市長)

予算についてですけれども、今現状どうなってるかという、この予算編成については全て今まず僕が市長として予算編成をして、そして議会の皆さんと議論して、議会の皆さんの承諾をいただければそれで執行するというのでやっています。それは僕が考えてできるわけじゃなくて、大きな方向性は示しますけれども、じゃ、具体的に予算をどうやって積み上げていくのというのをどこで決めてるかという、中之島で全部決めてます。中之島の本庁で決めてます。そこは生野区役所はほぼ関与してないような状況。これが今の実態です。今の現実。僕らはそれをもう少し区に落としていくというか、区で決めていく必要があるだろうと思ってます。前の橋下市長のときは、僕も今もそうですけど、できるだけ区長にも決めてもらいたいということで、区に予算の権限をできるだけ落として、予算の額というのも増やしていっています。だけれども、これ予算をつくるというのは、予算つくればそれでいいというわけじゃなくて、執行する人たちが要るんですよ。現にそれを動かす人たちがいないと、それはなかなか実行できないです。仮に極端な例でいうと、今僕がやってるような予算を生野区だけで大きな金額、これだけ使ってくださいと言っても多分使いこなせないと思うんです。それは執行する人たちがいないとできない。じゃ、その執行する人たちというのはどういうことをつくっていくのかという、総合区でやると、一定の人たちの、さっきの職員の数の説明ありましたけれども、まず一定の数の職員があって、その中で自分たちで一定立案しながらつくったものを実行していくという体制、組織をつくってあげないとなかなかやっぱり実行できないんですよ。ですのでそういう意味で予算と実行組織というのは、僕はある意味セットでやらないといけないと思ってますので、総合区になって一定の合区して固まりの中で予算についても意見をしっかり、つくことはできないですけれども、意見を言えるような、そして組織を持つようなものにしてあげたほうが僕は予算についても広がっていくだろうなというふうに考えてます。特別区についてはまさにそこで完結するわけですから、それで実行していくということになります。ですので、予算というのは大事なんですけど、それを実行する組織が必要になってきますから、単に金額だけを渡してそれでいいというような状況ではやっぱりないということもご理解いただきたいのと、じゃ、それを解決するためにどうするかというところでまさに今やってるのが、総合区であれば合区して一定のまとまりの中で人もつけて予算についても意見言えるようにしましょう、特別区であればその範囲で完結して自分たちで予算をつくれるようにしましょう、そういうことをしてる。そういうふうにするによって、例えば身近な道路とかについてもその中の範囲でやっていけるだろうというふうに考えてるわけです。

(松井大阪府知事)

今予算の話出ましたけど……

(市民)

ばかじゃないんですからね。予算というのは執行員もその中におらんかったら話にならんわけですよ。予算と言ったのは、単にこういうことをしようや、これには何ぼ要るねんということをだけを話ししてるんじゃないですよ。ばかじゃないんですからそのぐらいは

わかります。しっかりした自治体制になりましたら、予算もあれば、執行員もあれば、いろんなものがあるというのは十分理解しております。

(松井大阪府知事)

今の予算の話なんです。その予算のもとになってるのは何かといえば、皆さんの税金です。もう十分ご理解いただいているように。要は我々が役所の制度も見直していこうというのは、これから吉村市長が言ってるように人口が減少してくるということは、今の税率では、税は少なくなってくるということです。予算を増やそうというと、税金を上げるか、要は役所の二重行政の無駄とか言われているお金の使い方を変えていって、新たに使える予算を見つけ出してくるか、これ2つしかないんです。予算を増やしていく方法というのは。役所の中にお金はありませんから。全て皆さんの税金を預かっているのが僕と吉村市長なので。だからそういう時代に合わせた役所の仕組みに変えていきませんかということなんです。一番僕たちが目指してるのは、これから将来に向けて今のサービスを維持していく上でどういうふうな役所の形をつくって予算を確保していくか。どんどん増税をお願いできるということになれば、別に何もしなくてもいいんです。どんどん税金が増えるんなら。でも、そういう時代ではないので、今の時代に合った制度というのを今皆さん方とご意見を聞きながら議論させていただいているということです。

(司会)

そういたしましたらご質問もそうですしご意見も含めていただければと思います。そしたら前列の左の女性の方、お願いします。

(市民)

こんにちは。市長が忌憚のないご意見とおっしゃったので、本当に忌憚のない素朴な質問させてほしいんですけども、特別区の説明のときもやっぱり聞いてよくわからなくて、きょうもやっぱり聞いて、すみません、よくわかりませんでした。その中で素朴な質問なんですけどね。3ページ目に地方自治法の一部改正で総合区ということが書かれてと書いてあって、総合区の設置と書いてあるんですが、総合区というのは合区があくまで前提なんでしょうか。合区をすることというのが総合区なんでしょうか。すみません、素朴な質問で。

(吉村大阪市長)

すみません、なかなかちょっと僕の説明も下手なのか不十分なのか、なかなか伝わらなくて申しわけないです。総合区についてはちょっと前段でも申し上げましたけれども別に合区しなきゃできない仕組みではないです。法律上の仕組みとしては。だから今24行政区ありますから、そのうちの1つだけするとか、あるいは別に合区しなくてもやろうと思えばできるんですね。総合区という制度そのものについては。でも大事なのは総合区を入れることが目的なのじゃなくて、それで何を果たしていこうかということだと思うんですね。皆さんの身近なところでいろんなことができるように、自分たちの身近なところで意思決定できるようによりしていこうというのが、先ほど知事からもありましたけれども限

られた財源の中でやっていく、これからあるべき進め方だと思うんですね。そうなってくると、やはり一定の人員規模もないと決められない。予算について意見を言ったところで、やっぱり一定の規模が固まってやらないとなかなか難しいですから、まず一定の規模を固めてやっていこうと。それはまず今回提案させてもらったということですよ。仮にこの総合区を小さい範囲で総合区やってそこにいろんな権限をどンドン渡していこうよということになれば、それだけの人を増やすふやせばいいじゃないかというのも1つの考え方かも知れません。そうすると物すごい人の数が必要になってきて、当然これはその分コストも大きくかかってきますから、その中でいろいろ検討した結果、3つぐらいの案、幾つか合区してやるのが目的を達成できるんじゃないのかなということでご提案させてもらってるということです。

(司会)

ほかにご意見等ございますか。

そしたら真ん中の列の右端のオレンジの若い男性の方。

(市民)

今僕は高校生なんですけれども、1つ質問があって、今ここでは大阪市という政令市があることによって課題があるということで議論が進んでると思うんですけれども、今大阪市が政令市であって24行政区があるところで持つ利点というのもあると思うんです。そのバランスをとってこれから議論進めないといけないと思うんですけど、その利点というのを大阪市長やられている吉村さんもいますし区長もいるということで、お二方にお伺いしたいです。

(吉村大阪市長)

何と比べての利点かというのはあると思うんですけれども、大きな意味でいうと大阪の大きな方向性とか、あるいは都道府県がやってるようなことについても決める権限があるということ、それは間違いないですよ。それから、住民の皆さんの身近なところでやる例えば待機児童の問題とか、市町村の業務と都道府県の業務を全部やってるのが今政令市の立場。政令市一般にそうなんですけどね。政令市一般の立場で。僕自身は余りこれは利点とは思ってなくて、確かに権限はあるんですけれども、じゃ、その大きなことを決めていくときに、今僕と知事で同じ方向を向いてるから決められるわけですけど、仮にこれが全く違う方向を向いたら本当に決まらないなという思いを持っています。何か大阪の方向性を決めるときに知事と市長が違う方向を向いたらとたんに大阪の大きな方向性については決められないだろうなというふうに思っています。それは僕が思ってるだけじゃなくて過去の歴史から見てもやっぱりそういった経緯があるんですね。ですので、利点というよりも権限ということになるんでしょうけれども、権限という意味でいえば非常に大きな権限と事務の量が非常に多くあるというふうに思っていますけれども、これはちょっと役割分担を正確にある程度一定していく必要があるんじゃないのかなというのが今の僕の感想として持っています。ですので、何か大阪市、大阪府の対立とかいうんじゃなくて、大阪全体の最適化というのはやっぱりいろいろ図っていかなあかなだろうな。特別区の制度というのは

これを制度的に解消しようというもので、総合区でいうとこれは話し合いで、今も話し合いを僕と知事でやってるわけですから、しかも二重行政の問題というのは総合調整会議でやりなさいよという地方自治法もあるわけですから、政治家なんだから話し合いで解決しろよというようなことも意見としてあるかも知れない。それは大きな価値観の違いなのかなと思うんです。いずれにせよその僕が今やってるような大きな権限については一定何か対策というかそれをしっかりやらないと、大阪の成長という意味では問題が生じる場合も多いだろうな、足かせになる場合も多いだろうなと思ってます。それから、皆さんの身近なところでやる権限も持ってますけど、もう少し身近なところに決定権を置いていくというのが大事なんじゃないのかなというふうに思ってます。僕は今そういった政令市として与えられた権限の中で、これは今そういう政令市の制度があるわけですから、ベストな選択をしながら今いろんな政策は打っていったらと思うんですけども、今後の大阪というのを見据えたときは、少しそういったことも考えないといけないだろうなと思ってますね。そういったことから、これは特別区の制度も僕らだけが言ってるんじゃないで、国でも大都市法という法律がつくられて、地方自治法という法律の中でもそういった話し合いする会議体とか総合区とかというのが認められてる。あとは選択するのはやっぱりその都市の中で判断していけばいいのかなというふうに思ってますね。

(松井大阪府知事)

これは知事として思うのは、利点というより、すごい権力は持っているということなんです。だから今高校生だから多分知らないと思うけど、大阪市は昔オリンピックに立候補しようとしたことがあるんです。1984年。今の東京都が2020年やりますけど、それに立候補できる力はあるんです。立候補できる力ね。だから大阪府に相談せずして、大阪府の同意を必要とせずそこへ立候補してどんどん開発を、大きい事業をどんどんやっていける、その力は持っているんです。そのことをやったことについて、結果としてそれがよかったのかどうだったのかというのは、まさに皆さんの判断なんです。それだけの力を持ってればオリンピックに立候補できてよかったじゃないのと思われる人もいらっしゃるかもしれないし、立候補した結果、今どれだけのマイナスの負債があるの、やめときゃよかったなと思われる人もある。利点というよりもそういう力を持った自治体が大阪府というエリアのど真ん中にありますよと、こういうことです。

(司会)

区長は特によろしいですか。政令市の話なので市長のほう中心にお答えさせていただきました。

ほかにご質問ございますか。

そしたら右端の後ろから2列目の方ですか。

(市民)

総合区・特別区に関する意見募集・説明会資料なんですけれども、本来この大都市制度の特別区というのは、先般の住民投票で結局なくなったわけですね。要は大阪市があるかないか、大阪市が残るのか、あるいはなくなるのか、この選択がこの前の住民投票じゃな

かったかなというように思います。したがって、今回この資料に特別区の資料と総合区を一緒に出しとるということは、ちょっと僕らにはおかしいんじゃないか。本来市長であれば、当然その結果をもって、市民の意向に沿って総合区なり現状の区でどうなんだということを区民に問うのが市長の仕事じゃないんだろうかと、こういうように思います。

(吉村大阪市長)

5月17日、まさに先ほどありましたとおり住民投票については69万票対70万票ということで反対多数というふうになりました。その時点であればまさにそのとおりだと思います。そのままその結果があったにもかかわらず市長がもしもう一回特別区と言えればおかしいとは思いますが、ここでちょっと思い出していただきたいのが、僕が11月22日の選挙のときに言っていたのは、この特別区についても一度修正案をつくらせてほしいというのを全てのマスコミ、全てのテレビ、そしていろんなところでこれは言ってきたわけですね。恐らくお父さん、これは絶対なくすよという方に投票されたと思いますけれども、一方で僕はそういったことを正面から訴えて、もし僕が市長になったらそれをやらせてくださいということを訴えました。そして、もしそのとき僕が選挙でバツになっていれば、それは当然そうなんでしょうけれども、選挙という中で僕はそれを訴えさせていただいて、そして多くの方もこれでよしやれというふうに入れていただいた。だから僕は今この場にいるわけですし、住民の皆さんと話をしながらしっかりとした選挙でお約束したことを実現させていきたいと思ってます。そういった意味で、僕自身も選挙で訴えてきましたので、それで特別区ということを変更するというのをさせてくれというのを訴えて、多くの方から支持もいただいたということもご理解いただきたいなというふうに考えてます。

(司会)

ほかに。

そしたら右端の今しゃべられた方の右の方。

(市民)

初めまして。

去年の5月17日に、これ私も住民の反対が、大阪市が残るか残らないということで、初めての選挙、ああいう経過見たわけやね。ただ単に、その年に大阪市長、吉村が通ったというふうに民意ばかり言うてるわけやね。それがあの投票は命がけでおれもやった。反対した。それ勝ったんや。なぜまた特別区に、大阪都構想をまた持ち出しとるのかということについては情けないと。きのうの新聞でこう書いてある。法定協、来年2月に提案と書いてるわけやね。大阪市の吉村洋文市長は13日の記者会見で市を廃止して特別区に分割する大阪都構想について新たな制度案を検討すると。法定協議会を設置する議案を来年2月に定例議会に提案する考えを示してる。あくまでも大阪都構想、都構想ばかり。日本維新の会はそういう考えでやってるわけ。

(司会)

すみません、冒頭言いましたけれども、大阪市役所が開催しており、今回別にどちらの

制度を選択してではなくて、あくまでも両制度を説明させていただくと。

(市民)

その話はちょっとおいといて。それで、生野区の交通事情、物すごく便利悪くなってるねん。例えば、ちょっと御幸森に行こうとして、オイケバスで乗りかえて……

(司会)

それもよくわかるんですけども……

(市民)

大阪交通局のやってることはむちゃくちゃや。

(司会)

それはご意見として承っておきます。

(市民)

回答してくれるか、今そこで。

(司会)

今回本当に最初に言いましたように大都市制度に関する説明会で、それに対するご質問とかご意見とかやったら……

(市民)

特別区については私は反対しますわ。

(司会)

わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございましたら。

そしたら右の一番奥の右端の今手を挙げられてる。

(市民)

特別区に関してですけども、先ほどから吉村市長のほうは意思決定が1人だとか、あるいは二重行政の問題を言われてますけれども、やっぱりこれは大阪市廃止、特別区設置の住民投票は反対多数だったんです。この結果を重く受けとめてほしいというふうに思います。この説明会に関して、説明会だとかパンフだとか、税金9億円とも言われてます。そういう莫大な税金を使って結果が出たわけですから、その結果を真摯に受けとめてほしいというふうに思います。

それともう一つは身近な行政、住民サービスの問題ですけども、総合区の問題で、やっぱり合区だけ提案されるというのはおかしいと思います。合区が前提ではありません。そして、今生野区でも区政会議がやられてまして、ここで区政会議の委員の皆さん大変頑

張っておられます。総合区のところで区政会議のところは出てこないんですけれども、そういう区政会議のところについて充実させる、しっかり区民の要求を受けとめてやれるような、そういうことが本当の意味でニア・イズ・ベターということにつながるのではないのでしょうかというふうに思います。

(司会)

ご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。  
ほかに。そしたら前列の右から3番目の方。

(市民)

〇〇〇と申します。

今私の前におっしゃった方と私同じで、この冊子の33ページに特別区の設置にかかわる住民投票という形であります。先ほど吉村市長が、私はそのことを改めてやりたいから立候補して皆さんに賛同いただいたと言われるものの、政治家なんだったら、一回住民投票で否決されたことを改めてもう一回やるというのはおかしいでしょう。先ほどの方もおっしゃったとおりだと思いますよ、私は。9億円もかけてやるというのはおかしいですよ。

(司会)

今のところご意見としては確かにわかりましたけれども、今回先ほど申しましたけれども大都市制度に関するその中の意見募集、いろんなご意見あると思いますけれども、その中でわからないことやこういったほうをしたほうがいいんじゃないかというご意見を賜ればと思っております。あくまでも大阪市、行政としての説明会でございますので、これから先どうなるかあれですけれども、それについてはちょっとお答えしかねるかなと。

(市民)

ただ、行政の形であり、先ほど吉村さん言われた、自分が政治家やというふうにおっしゃってるわけですから、一旦けじめついたものはけじめつけないといけない。また改めてそれを住民投票を9億円もかけて、大阪市民は納得しませんよ、そのこと。9億円もかけるんですよ。

(司会)

ご意見としてはわかりました。  
ほかにご質問。そしたらその後ろの方。僕から見て左側の方です。

(市民)

先ほど知事さんのほうから予算の話が出たと思いますけれども、これから高齢者もふえ、それから税収も必ず減ると。それで一応の建前としては住民にきめ細かいサービス、こういうものをやり続ける限りは税収はないとかなり無理であると思います。お示しいただいたる合区の中で、例えばA案の5区で140人から80人職員が減りますよと。そうすると、例えば100人と見た場合、1人が400万。100人でもたった5億円だと。やはり背に腹はか



えられないといえますか、先立つもの、予算の裏づけがないといろんな行政サービスもソフト事業、ハード事業、全て難しくなると思います。今進めておられます区のほうに権限を持たすということで住民の方との迅速なサービスはできると思います。迅速な話はですね。一旦待ってください、本庁に上げてまたといういろいろな手続を踏んでいくと非常に時間がかかることありますけど、そういう迅速なサービスはよりきめ細かになるとは思います。もととなる金ですよ。今お示しいただいた資料からは140人、80人、これが5区でA案で最大ですけども、これで人件費以外で、例えば人件費もこれは恐らく正職員の方で、臨時とか嘱託の方はどのようになるかわかりませんが、これ以外でコスト削減で税収の目減りをカバーできるような想定を今お考え中でしょうか。

(松井大阪府知事)

これ今できるところはどんどんやっていってる部分があります。それは二重行政の解消で経費を抑えるということです。今、実際にやって、現実財源を生み出してきたところ、例えば僕と橋下市長の時代に、大阪府と大阪市でそれぞれ東京事務所を持つんですね。この東京事務所に大阪府も大阪市も1年間家賃、人件費で両方1億ずつかかっていた。今1つにまとめました。大阪府大阪市の一体事務所。それぞれ大阪府、大阪市が1億ずつ払っていたのが、今は2つ足して1億になってます。家賃がぐっと抑えられ、半分にできたということです。それから保証協会を橋下市長のときに、僕と橋下市長で1つにまとめました。1年間運営する経費が3億円助かりました。要はこういうことの積み上げです。大阪府と大阪市で今それぞれ吉村市長と僕とでやっていますが、これから大学を1つにまとめている。これ1つにまとめるというのは、どちらかのキャンパスをなくすんじゃないですよ。今2つあるキャンパスをどちらかに固めるんじゃなくて、運営を1つにまとめている。この大学だけでも大阪府と大阪市、1年間で運営負担金は100億ずつ皆さんの税金で負担金を出しています。でも、今大阪府立大学も大阪市立大学も世界の大学のランキングには番外で選ばれる大学になっておりません。魅力がないから学生が来ないということになってます。今度、吉村市長と僕とでこれを1つにまとめて、学部の再編も含めて、これ以上どんどん税金で負担できませんから、今の範囲で何とか魅力をつくっていかうということ。大学統合を今議会で議論をいただいております。これも大学の魅力が出れば、人が集まってくる学校になれば授業料も増えてくるし、負担金を今のレベルで何とか抑えることができるでしょう。病院も橋下市長のときに住吉の病院を大阪府と一緒に、今の大阪府急性期医療センターに母子周産期救急救命センターというのを大阪府と大阪府で1つをつくることを決めました。大阪市だけでやると27億円ぐらい施設の建築費かかっていたのが、何とか大阪府と一緒になってるから、大阪市とすれば6億円ぐらいで済みます。負担は。そういう形で2つばらばらあるものを1つにまとめることによってお金の使い方をぐっと効果的に効率的に使うようなことが現実できております。そういうものを積み上げさせていただくには、今は人間関係で成り立ってるんです。僕と吉村市長。大学1つにまとめれば魅力出るやんかと。今の負担金、今のレベルで何とか抑えられるやんと。人間関係でやっていますが、これが人間関係が崩れると、権限が2つありますから、要は先ほど申し上げた大阪市だけでオリンピックに立候補できるわけです。府に相談せずとも。これ権限が同じだけの権限がありますから、人間関係が崩れるとまたもとのもくあみの二重行政、そち

らに行ってしまうですよ。行政のコストは全て皆さんの税金ですから。この税金がそちらに多くまた使われることになります。それを未来永劫こういう二重はやめようということであれば、やっぱり制度は見直すべきだというふうに僕らは考えております。

(司会)

ご意見、ご質問ありがとうございます。

申しわけありませんが、お時間がそろそろまいりましたので、あと1人のご意見、ご質問で最後にさせていただきたいと思います。挙手のほうをお願いできれば。

今のお話しされた方の右の方。

(市民)

本日参加させていただいて初めて総合区の中身が理解できました。どうもありがとうございました。今松井知事が言われたように、総合区になったとしても大阪府と大阪市の二重行政はなくなるんですよね。

(松井大阪府知事)

制度としては。

(市民)

ですから特別区にならないとなくなるし、今の現状のままだと、例えば知事なり市長がかわられるとまた二重行政ができるという可能性が出てくるということですね。

(吉村大阪市長)

制度としてはそういうふうになるかなと思ってます。僕は総合区についてもベストな案をつくって皆さんにご提案したいと思ってますし、特別区についてもやっぱりそうなんですよね。要はこれからの大阪の将来を考えたときにどうやったら大阪がよくなるのかなということでこの制度の改革が必要だろうというふうに思ってます。先ほどおっしゃったように総合区についてわかりましたと言っていたいただいて本当にありがたいなと、こういった会をやった意味もありますし、そうやってご意見いただいて本当にうれしいなと思います。二重行政の解消について、制度として解消しようとするれば特別区だと思います。もう一つ、総合区の制度の中で二重行政を解消していこうというのであれば、知事と市長というのが、総合調整会議という会議体が地方自治法でできてるんですけども、その中で話し合いで決めていこうよという、そんなたてつけもあるんですね。ですのでこれは話し合いで解決していくべきじゃないのか、僕はこれ価値観の違いじゃないかなと、突き詰めればそういうふうに思うんですよね。政治家なんだから話し合いで解決していけよというような価値観でいくのか、それとも制度として根本的にやはりこれは変えていくべきなのかというのが僕は大きな違いなのかなというふうに思ってます。特別区と総合区で二重行政を解消する目的というのはやっぱり果たしていかないといけないんじゃないのかな、僕自身はそういうふうに考えてます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは時間もまいりましたので、これをもちまして本日の意見募集・説明会を閉会いたします。